

電気の規制料金の審査を踏まえた 検討について

2024年5月17日（金）

第56回 料金制度専門会合
事務局提出資料

本日の御議論

- 2022年11月及び2023年1月に大手電力会社7社が行った電気の規制料金の変更認可申請については、料金制度専門会合で計16回（第28回～第43回）、審査チームによるインナー会合も含めると計49回にわたって厳格かつ丁寧に審査いただき、2023年5月に経済産業大臣による認可が行われた。
- 審査の過程では、料金審査要領などの審査ルールに関し、電気事業を取り巻く環境の変化などを踏まえ、見直しの検討が必要な点などについて御意見をいただいた。
- これを踏まえ、本日は、電気の規制料金の審査ルールに係る見直しの方向性について、御議論いただきたい。なお、検討対象となる論点は多岐にわたるため、本日は、購入・販売電力料、事業報酬、公租公課、物価変動等への対応に係る論点を御議論いただき、その他の論点については、後日、御議論いただくこととしたい。
- なお、電気の規制料金を含めた電気事業制度の在り方については、資源エネルギー庁において、電力システム改革の検証が進められているところであるが、今回は、現行の規制料金の枠組みの中で、当面の対応としてアップデートが必要な点について、御議論いただきたい。

1. 料金審査の振り返り

2. 個別論点の全体像

3. 個別論点の詳細

3－1. 購入・販売電力料

3－2. 事業報酬

3－3. 公租公課（法人税等）

3－4. 物価変動等への対応

特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針を一部加工

- 2016年4月の電力の小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされた。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、引き続き、規制料金（特定小売供給約款料金）が存続されている。（※2024年2月時点では、契約口数ベースで低圧の約5割が規制料金。）
- 大手電力会社は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則に基づいて特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも、認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった特定小売供給約款が以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
 - ② 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ③ みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

特定小売供給約款の変更認可申請に係る意見聴取①

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

- 2022年11月及び2023年1月に、改正法附則第18条第1項の規定に基づき、**大手電力会社（みなし小売電気事業者）7社**（北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄）が経済産業大臣に対して、**特定小売供給約款の変更認可申請**（以下「本申請」という。）を行った。
- その上で、改正法附則第25条の5第1項第1号の規定に基づき、**経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会**（以下「委員会」という。）**に対して、本申請に係る意見聴取**を行った。

変更認可申請日及び意見聴取日

事業者		事業者から経済産業大臣 への変更認可申請日	経済産業大臣から委員会 への意見聴取日
①	東北電力株式会社	2022年11月24日	2022年12月1日
②	中国電力株式会社	2022年11月25日	
③	四国電力株式会社	2022年11月28日	
④	沖縄電力株式会社	2022年11月28日	
⑤	北陸電力株式会社	2022年11月30日	
⑥	東京電力エナジー パートナー株式会社	2023年1月23日	2023年1月30日
⑦	北海道電力株式会社	2023年1月26日	

特定小売供給約款の変更認可申請に係る意見聴取②

- 経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、2022年12月及び2023年2月に行われた委員会で、**本申請に係る査定方針案**などを、**料金制度専門会合**（以下「専門会合」という。）で**中立的・客観的かつ専門的な観点で検討**することとした。
- これを受け、専門会合では、本申請に係る特定小売供給約款料金が「**みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則**（平成28年経済産業省令第23号）」に**則って算定**されていることを前提に、「**みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領**（平成28年4月制定）」に**照らして妥当なものであるか審議**した。
- また、専門会合では、改正法附則第22条に基づく「**公聴会**」や、経済産業省が募集する「**国民の声**」を通じて寄せられた御意見、関係省庁等からの御意見を踏まえて検討した。公聴会では、専門会合の委員も参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言を行った。

公聴会・「国民の声」のスケジュール

事業者		公聴会の開催日・開催場所		「国民の声」の募集期間
①	北海道電力株式会社	2023年4月20日	北海道札幌市	2023年2月14日～2023年4月20日
②	東北電力株式会社	2023年2月16日	宮城県仙台市	2022年12月5日～2023年2月16日
③	東京電力エナジーパートナー株式会社	2023年4月13日	東京都千代田区	2023年2月14日～2023年4月13日
④	北陸電力株式会社	2023年2月14日	富山県富山市	2022年12月5日～2023年2月14日
⑤	中国電力株式会社	2023年2月9日	広島県広島市	2022年12月5日～2023年2月9日
⑥	四国電力株式会社	2023年2月1日	香川県高松市	2022年12月5日～2023年2月1日
⑦	沖縄電力株式会社	2023年1月30日	沖縄県那覇市	2022年12月5日～2023年1月30日

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8 （略）

（公聴会）

第二十二条 経済産業大臣は、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項（特定小売供給約款に係るものに限る。）又は附則第十七条第一項（指定旧供給区域の増加に係るものに限る。）、第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六 （略）

2 （略）

料金制度専門会合における審査経過①

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

開催日				主な審査項目
①	第28回	2022年	12月7日	- 特定小売供給約款の変更認可申請に係る対応 5事業者（東北・北陸・中国・四国・沖縄）の変更認可申請の概要
②	第29回		12月19日	- 前回会合で頂いた御意見に係る事務局での整理 - 経営効率化①
③	第30回		12月26日	- 需要想定・供給力① - 購入・販売電力料①
④	第31回	2023年	1月11日	- 人員計画・人件費① - 燃料費①
⑤	第32回		1月19日	- 原子力バックエンド費用① - 設備投資① - 事業報酬①
⑥	第33回		1月27日	- 控除収益① - 公租公課① - 事業報酬② - 需要想定・供給力②
⑦	第34回		2月6日	2事業者（北海道・東京）の変更認可申請の概要 - 修繕費① - その他経費① - 人員計画・人件費②
⑧	第35回		2月15日	- 経営効率化② - その他経費② - 需要想定・供給力③

料金制度専門会合における審査経過②

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

開催日				主な審査項目
⑨	第36回	2023年	2月24日	• 費用の配賦① • 人員計画・人件費③
⑩	第37回		3月3日	• 燃料費等の採録期間① • 設備投資② • 控除収益② • 事業報酬③
⑪	第38回		3月15日	• 燃料費等の採録期間② • 修繕費② • 公租公課② • 原子力バックエンド費用②
⑫	第39回		3月24日	• 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について（たたき台） • 購入・販売電力料② • 経営効率化③
⑬	第40回		4月4日	• 燃料価格等の補正結果の概要 • 需要想定・供給力④ • 燃料費② • 購入・販売電力料③

料金制度専門会合における審査経過③

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

開催日				主な審査項目
⑭	第41回	2023年	4月11日	・ 経営効率化④ ・ ヤードスティック査定 ・ 購入・販売電力料④ ・ 燃料費③ ・ 人員計画・人件費④ ・ 設備投資③ ・ 修繕費③ ・ 事業報酬④ ・ 費用の配賦② ・ その他の論点①
⑮	第42回		4月17日	・ 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について（案） ・ 経営効率化⑤ ・ レートメイク・約款等 ・ その他の論点②
⑯	第43回		4月26日	・ その他の論点③ ・ 公聴会・「国民の声」への御回答（案） ・ 消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する御回答（案） ・ 査定方針案（案）

各事業者の申請概要及び査定結果

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

● 今回の料金改定申請について、当初申請の概要及び査定結果は、以下のとおり。

(単位：億円、単位未満は四捨五入)

	北海道電力			東北電力			東京電力EP			北陸電力			中国電力			四国電力			沖縄電力		
	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 12-14	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果
燃料費	2,098	3,582	3,209	4,938	11,299	10,936	24,538	-	-	1,023	3,992	3,658	2,910	5,468	5,326	1,280	2,447	2,248	394	971	932
購入電力料	912	1,940	1,990	3,540	9,016	6,492	7,898	67,097	55,483	413	2,038	2,007	1,710	4,868	4,590	641	2,321	2,136	139	507	476
販売電力料	▲34	▲934	▲1,190	▲2,065	▲7,107	▲6,186	▲1,551	▲15,310	▲11,055	▲618	▲2,192	▲1,991	▲263	▲2,248	▲2,136	▲180	▲1,744	▲1,435	-	▲135	▲142
人件費	208	229	223	472	459	459	1,241	261	252	227	241	235	457	291	285	225	196	191	87	66	63
修繕費	540	434	352	722	868	797	1,686	1	1	337	415	408	438	488	455	310	317	279	85	80	74
減価償却費	537	355	347	1,002	971	947	2,779	98	88	642	329	320	525	701	681	284	329	319	92	87	85
その他※1	538	736	665	1,038	1,138	1,083	3,126	1,040	886	310	514	470	661	783	735	526	631	586	104	72	68
公租公課	195	208	181	363	481	432	1,014	141	94	193	200	179	255	308	275	137	167	155	23	31	26
原子力バック エンド費用	56	46	49	24	155	158	362	-	-	46	57	59	102	114	118	88	152	144	-	-	-
事業報酬	278	323	310	536	660	729	1,726	299	247	290	255	267	268	527	574	191	209	225	52	62	62
控除収益	▲52	▲127	▲127	▲91	▲161	▲166	▲341	▲62	▲62	▲31	▲113	▲113	▲92	▲282	▲283	▲64	▲188	▲194	▲11	▲8	▲8
総原価※2	5,277	6,792	6,008	10,480	17,779	15,680	42,478	53,563	45,934	2,833	5,737	5,497	6,971	11,018	10,620	3,437	4,836	4,654	967	1,732	1,635
規制料金 原価※3	1,341	1,763	1,611	2,705	3,570	3,297	10,093	13,037	11,638	423	607	591	1,100	1,425	1,388	629	798	774	606	859	828
規制料金原価 の改定率※4	-	31.4%	20.1%	-	32.0%	21.9%	-	29.2%	15.3%	-	43.4%	39.7%	-	29.5%	26.1%	-	26.8%	23.0%	-	41.7%	36.6%

※1 固定資産除却費及びその他経費を含む。
※2 送配電関連費を除く。
※3 送配電関連費を含む（「現行」及び「当初申請」にもレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味）。沖縄は規制料金全体（低圧・高圧）の数値。
※4 「現行」との比較値。

1. 料金審査の振り返り

2. 個別論点の全体像

3. 個別論点の詳細

3－1. 購入・販売電力料

3－2. 事業報酬

3－3. 公租公課（法人税等）

3－4. 物価変動等への対応

個別論点の全体像

● 電気の規制料金の審査ルールに係る見直しに関し、御議論いただく論点の全体像については、下表のとおり（なお、費用の配賦などに係る論点については、次回、御議論いただく予定）。

	分野	論点	概要		
			査定方針の考え方を反映するもの	追加的に御議論いただくもの	その他
①	購入・販売電力料	■ 容量拠出金・容量確保契約金額をはじめとした規定の明確化	○		
②	事業報酬	■ 適正な自己資本比率		○	
		■ 自己資本報酬率の算定方法	○		
		■ 他人資本報酬率の算定方法		○	
		■ レートベースの算定に含める電気事業者の範囲	○		
		■ 一般送配電事業における事業報酬に係る文言見直し			○
③	公租公課	■ 法人税の算定方法		○	
④	その他	■ 物価変動等への対応		○	
⑤	次回の論点	■ 人件費 ■ 費用の配賦 など	—		

本日の御議論の範囲

【参考】本日御議論いただく論点に関する査定方針等の概要

	分野	論点	査定方針等（※）の概要
①	購入・販売電力料	■ 容量拋出金・容量確保契約金額をはじめとした規定の明確化	■ <u>容量拋出金・容量確保契約金額</u>について、<u>営業費・控除収益として、それぞれ織り込む</u>。 など
②	事業報酬	■ 適正な自己資本比率	■ <u>事業報酬</u>について、「自己資本報酬率と他人資本報酬率を30:70で加重平均して算定する」との規定に関し、「<u>申請時の資本構成に改めることが適切</u>」との御意見を、消費者委員会からいただいた。 ■ 一方、当該規定は料金算定規則で定められており、申請が行われた後、法令を変更して遡及適用することは困難であるため、<u>今後の課題として検討する</u>。
		■ 自己資本報酬率の算定方法	■ <u>β値</u>について、各事業者の申請日の前月末を起点とした「<u>直近10年間</u>」を算定期間とする。 など
		■ 他人資本報酬率の算定方法	■ <u>有利子負債利子率</u>の算定に当たって、「連結＋JERA」の数値を用いることが適当であるものの、<u>料金算定規則を踏まえて、「連結」の数値を用いる</u>。 など
		■ レートベースの算定に含める電気事業者の範囲	■ <u>東京電力EPの事業報酬</u>の算定に当たって、レートベースの算定の際、<u>JERAのレートベースに相当する資産に、50%を乗じたものを織り込む</u>。 など
		■ 一般送配電事業における事業報酬に係る文言見直し	—
③	公租公課	■ 法人税の算定方法	■ <u>配当所要利益の算定</u>に当たって、<u>一株当たりの配当金額</u>を30円とし、それに<u>発行済株式の数</u>を乗ずる。 など
④	その他	■ 物価変動等への対応	<人件費の場合> ■ 料金審査要領の原則（＝エスカレーションについては、原則として認めない）に基づき、厳格に査定を行うこととして、<u>人件費のうち賃上げ分の原価算入を認めない</u>。 ■ 一方、<u>最新の統計値に基づく再算定</u>を行い、原価上の人件費が、<u>申請額を上回らない範囲で変わることは許容</u>する。

（※）「特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針」のほか、「消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する御回答」を含む。

1. 料金審査の振り返り

2. 個別論点の全体像

3. 個別論点の詳細

3－1. 購入・販売電力料

3－2. 事業報酬

3－3. 公租公課（法人税等）

3－4. 物価変動等への対応

現状の審査ルール（購入・販売電力料関連）

- 購入・販売電力料には、卸電力取引市場をはじめとした、様々な電力市場の取引が含まれる。
- その上で、電力自由化が進められる中で、電力市場は多種多様になっているところ、今般の料金改定申請では、購入・販売電力料に係る審査が大幅に複雑化した。
- その後、関係省令※¹の整備等に伴って、例えば、電気事業会計規則で、容量市場に関する容量拠出金・容量確保契約金額が明示的に規定※²されるなど、購入・販売電力料に関する規定の整備が進められている。

※ 1：「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（経済産業省令第21号、令和6年3月29日公布）

※ 2：電気事業会計規則において、「推進機関が行う法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために支払う対価（得た対価）」として規定されている。なお、「法第28条の40第1項第5項に規定する業務」については、推進機関（広域機関）の業務規定で具体的に規定されている。

参考条文（購入・販売電力料関連）（1/2）

【参考】電気事業会計規則（抜粋）

別表第一（第3条関係）

費用

（１０）営業費用

科目	項	備考
(Ⅰ)電気事業営業費用 <u>他社購入電力料</u>		(前略) 推進機関が行う法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために支払う対価並びに事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。(後略)
	<u>他社購入電源費</u>	(前略) <u>推進機関が行う法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために支払う対価</u> を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。
	<u>非化石証書購入費</u>	事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する <u>非化石証書に関する費用</u> を整理する。

収益

（１６）営業収益

科目	項	備考
(Ⅰ)電気事業営業収益 <u>他社販売電力料</u>		(前略) 一般送配電事業者（中略）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、（中略）推進機構が行う法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために得た対価を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「非化石証書販売収益」に区分して整理する。(後略)
	<u>他社販売電源料</u>	(前略) <u>一般送配電事業者（中略）に対して販売した電気</u> （事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、（中略） <u>推進機関が行う法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために得た対価</u> を整理する。
	<u>非化石証書販売収益</u>	小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金並びに卸電力取引所を介して <u>販売した非化石証書の代金</u> を整理する。

参考条文（購入・販売電力料関連）（2/2）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）**他社購入電源費**（中略）、**非化石証書購入費**（中略）（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～七 （略）

八 **他社購入電源費及び非化石証書購入費 供給計画等を基に算定**した額

九～十一 （略）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、**他社販売電源料**（中略）（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 **控除収益項目**の額は、別表第一第一表により分類し、**実績値及び供給計画等を基に算定**した額とする。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

1. （略）

2. 燃料費、**購入電力料**については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、（中略）購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。（以下略）

3. ～ 5. （略）

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した**控除収益項目**については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

検討の方向性（購入・販売電力料関連）（1/3）

- 今般の料金改定では、例えば、申請当時に容量市場に係る具体的な規定が無かったことから、当初申請で、容量市場に関する費用及び収益を申請に織り込まなかった事業者が存在した。
- その上で、電気事業会計規則で、容量市場に関する容量拠出金・容量確保契約金額が明示的に規定されたことなどを踏まえ、購入・販売電力料に関する審査の考え方を、料金審査要領で明確化することとしてはどうか。
- 具体的には、以下のとおり、料金審査要領を改正することとしてはどうか。
 - ✓ 営業費について、①他社購入電源費全般に係る規定、②（①のうち、）容量拠出金に係る規定、③非化石証書購入費に係る規定を設ける。
 - ✓ 控除収益について、①他社販売電源料全般に係る規定、②（①のうち、）容量確保契約金額に係る規定を設ける。
- なお、上記の料金審査要領の改正に伴い、燃料費等に係る規定についても、読みやすさの向上の観点等から、所要の見直しを行うこととしたい。

【参考】審査の過程でいただいた御意見（容量市場関連）

- 今までのガイドラインで書いてないというのは確かにそうだが、コストとしてかかるものは、その後ガイドラインができた後に出てきたものであったとしても、コストに入るといえるものはある意味で当たり前のことであって、それによって売却収入が得られるとすれば、それも他市場収益ということになるので、それを考慮するのは当然。（松村委員）
- 容量市場については、ガイドラインとの市場ができたタイミングの問題があっても入っていないのだろうが、私は法律の専門家ではないが、法律の精神、ガイドラインの精神からすると、当然収入も費用もきちっと織り込んだ上で、それが理論的に相殺されるように実際も相殺されれば、それはそれで構わない。費用も収入も入れた上で原価を計算するのが我々やるべきことではないかと思った。（圓尾委員）

検討の方向性（購入・販売電力料関連）（2/3）

- 料金審査要領のうち、営業費に関する規定の見直し案（イメージ）は下表のとおり。

見直し案（イメージ）	現行
第2節 営業費 1. （略） 2. 燃料費及び他社購入電力料については、次のとおり審査するものとする。 <u>（1）燃料費については、原価算定期間内に契約が満了し、契約の新規締結・更新等を行うものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、調達価格の指標（C I F 価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに、共同調達の実施等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。</u> <u>（2）他社購入電力料については、次のとおり審査する。</u> <u>①他社購入電源費については、原価算定期間内に契約が満了し、契約の新規締結・更新等を行うものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、卸電力取引所からの調達等の努力を求め、個別に可能な限り効率化努力を評価する。</u> <u>②電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行う電気事業法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために支払う対価（容量拠出金）については、推進機関が定める算定方法に基づき適切に算定されているか確認する。</u> <u>③非化石証書購入費については、エネルギー供給構造高度化法（注）に基づく義務の達成に必要な非化石証書購入量が適切に算定されているか、取引価格が適切に算定されているかを確認する。</u> <u>（注）エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）をいう。</u> <u>（3）算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費及び他社購入電力料については、原則として、上記（1）並びに（2）①及び②と同様に審査する。</u> 3. ～6. （略）	第2節 営業費 1. （略） 2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、<u>燃料にあっては</u>調達価格の指標（C I F 価格やR I M価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、<u>購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等</u>の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。<u>また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。</u> 3. ～6. （略）

（※）なお、上記は、あくまで現時点での見直し案（イメージ）であり、今後の法令面での確認プロセスなどを経て、文言が修正される可能性があることに留意。

検討の方向性（購入・販売電力料関連）（3/3）

- 料金審査要領のうち、控除収益に関する規定の見直し案（イメージ）は下表のとおり。

見直し案（イメージ）	現行
第4節 控除収益項目 算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、<u>次のとおり審査するものとする。</u> <u>（1）他社販売電力料については、次のとおり審査する。</u> ①他社販売電源料については、<u>原価算定期間内に契約が満了し、契約の新規締結・更新等を行うものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、卸電力取引所における販売等の努力を求め、個別に可能な限り効率化努力を評価する。</u> ②推進機関が行う電気事業法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために得た対価（容量確保契約金額）については、<u>容量確保契約書に基づき適切に算定されているかを確認する。</u> <u>（2）上記（1）の他、契約又は法令に基づき発生する収益のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査する。</u> <u>（3）算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における他社販売電力料については、原則として、上記（1）と同様に審査する。</u>	第4節 控除収益項目 算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査する<u>ものとする。</u>

（※）なお、上記は、あくまで現時点での見直し案（イメージ）であり、今後の法令面での確認プロセスなどを経て、文言が修正される可能性があることに留意。

1. 料金審査の振り返り

2. 個別論点の全体像

3. 個別論点の詳細

3－1. 購入・販売電力料

3－2. 事業報酬

3－3. 公租公課（法人税等）

3－4. 物価変動等への対応

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要がある。電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じるため事業を継続することができなくなる。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）、②株式の発行等による調達（自己資本）のいずれかの手段により資金調達を行うところ、銀行・社債等の債権者が期待する負債利子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合、当該企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金から回収することを認めている。
- その上で、事業報酬は、レートベース（事業資産の価値）に、事業報酬率（債権者や株主が期待するリターン）を乗じることで算定される。

【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

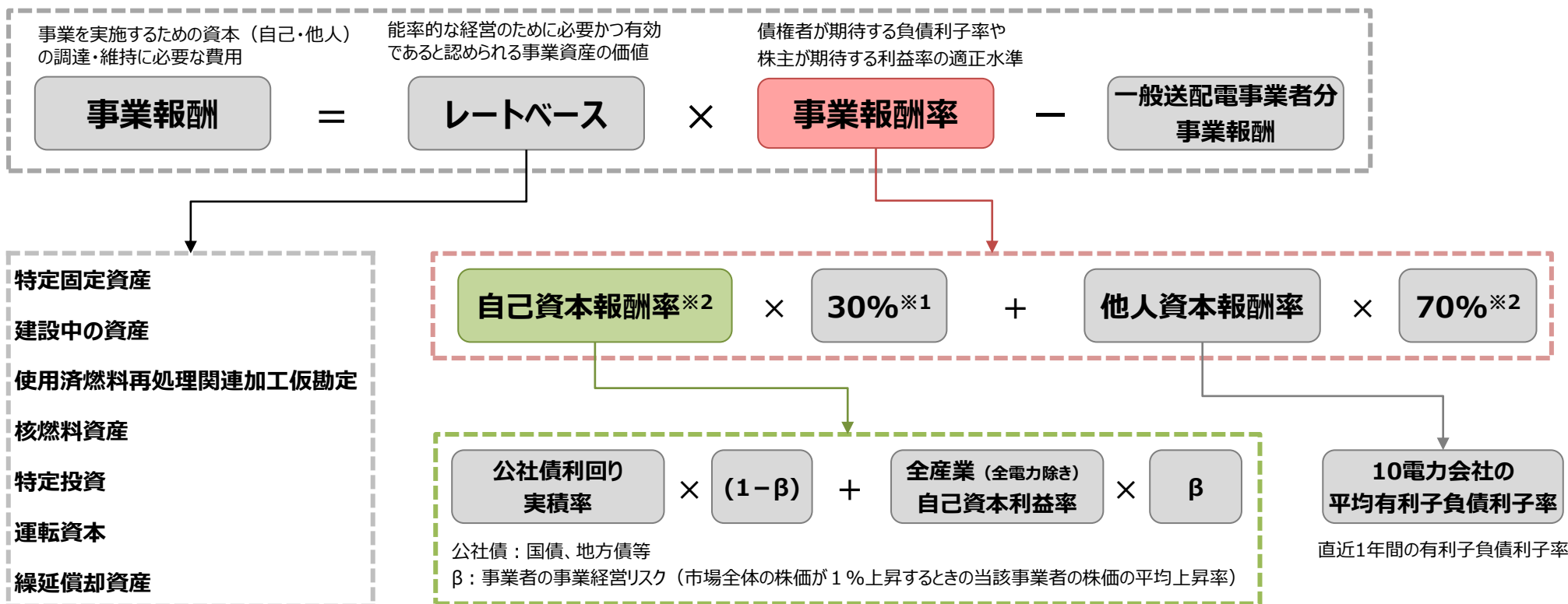
二～四 （略）

3～8 （略）

【参考】事業報酬制度の概要

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで資金調達コストを算定する「**事業報酬制度**」が、1960年に導入された。



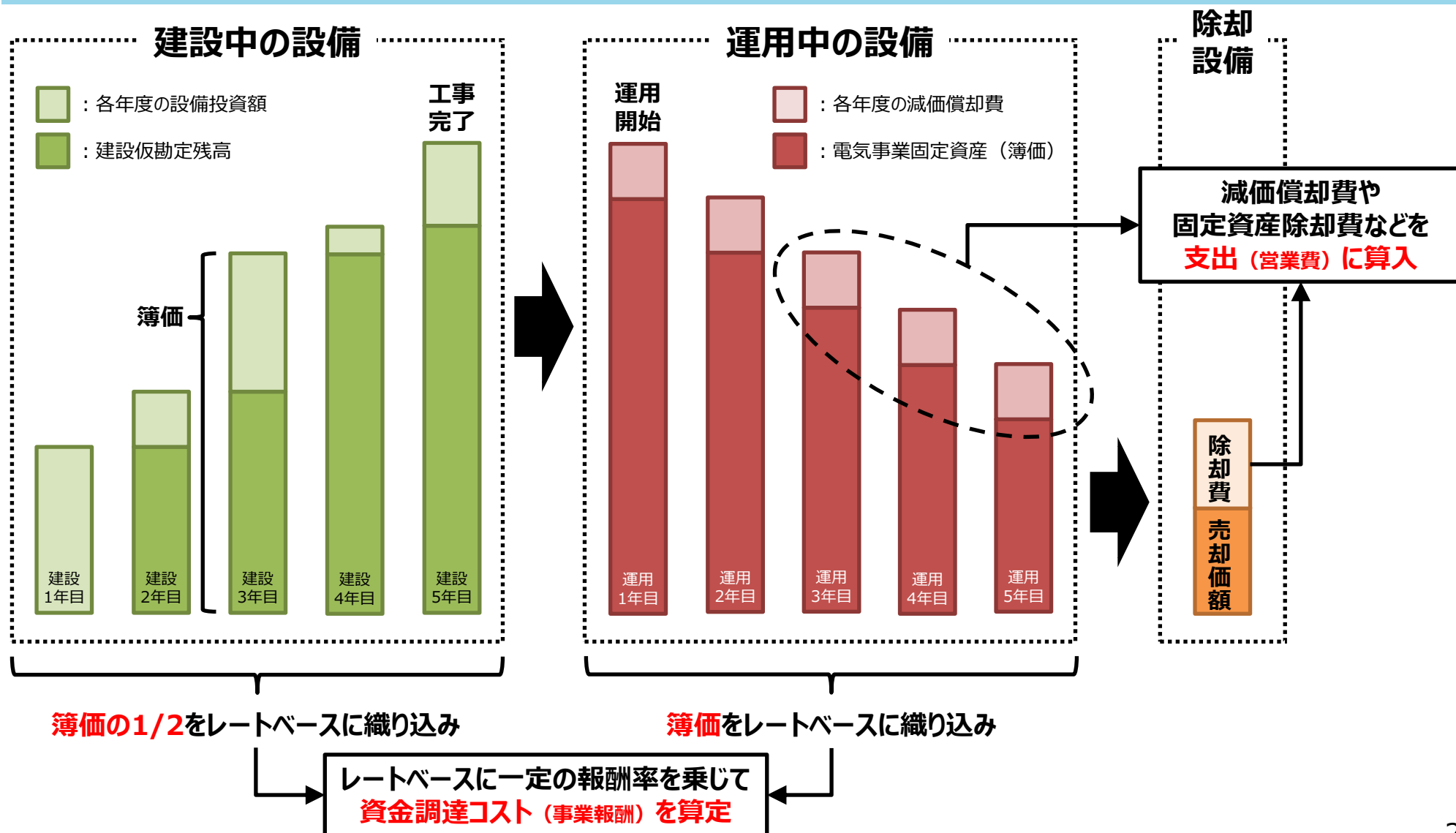
※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（ β 値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

【参考】設備投資と料金原価の関係（イメージ）

特定小売供給約款の変更認可申請に係る
査定方針より抜粋

- 「**料金原価** = ①**支出（営業費）** + ②**資金調達コスト（事業報酬）** - ③**収入（控除収益）**」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



- 前ページのとおり査定したレートベースに、以下の前提に基づく事業報酬率を乗ずることで、事業報酬を算定することとする。ただし、新たに算定した事業報酬が、事業者の申請値を上回る場合、超過分は認めない。（※なお、託送料金の改定に伴う小売料金原価上の事業報酬額への影響は、最終的な補正で反映する。）

① β値の算定期間

- 各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」を算定期間とする。

② 公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間

- 2015～21年度の「直近7年」を平均期間とする。（※2021年度のデータが発刊されたことに伴って最新化）

③ 他人資本報酬率の算定方法

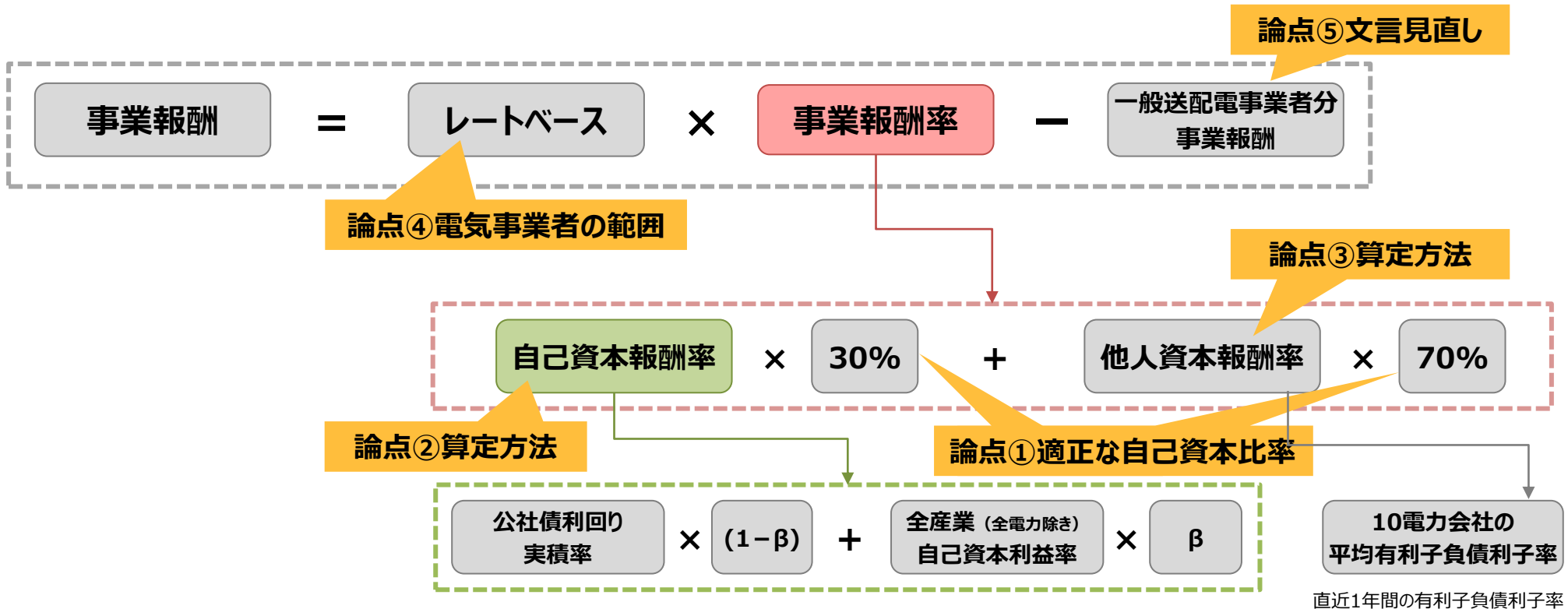
- 発販分離の事業者については、連結の有利子負債利子率を用いることとする。（発販一体の事業者については親会社単体の数値を用いる。）

④ 東京電力EPの事業報酬の算定方法

- 東京電力EPの事業報酬の算定において、JERAについては、有価証券報告書に記載されている粒度で、レートベースに相当する資産に、東京電力HDの持ち分である50%を乗じたものを織り込む。
- 電気事業全体から送配電事業分を控除した事業報酬の額に対し、発電小売事業に占める小売事業の割合を乗じる際、当該割合については、発電事業者の自主カット前のレートベースの額を用いることとする。

事業報酬の審査ルールに関する論点の全体像

- 事業報酬の審査ルールについては、①適正な自己資本比率、②自己資本報酬率の算定方法、③他人資本報酬率の算定方法、④レートベースの算定に含める電気事業者の範囲、⑤一般送配電事業における事業報酬に係る文言見直しが論点となる。



公社債：国債、地方債等

β：事業者の事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）

- 事業報酬率は、料金算定規則において、自己資本報酬率と他人資本報酬率を30:70で加重平均して算定することとされている。
- この「30:70」という割合は、1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえて、設定されたものである。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2～4 （略）

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 （略）

【参考】1995年当時の「適正な自己資本比率」に関する議論

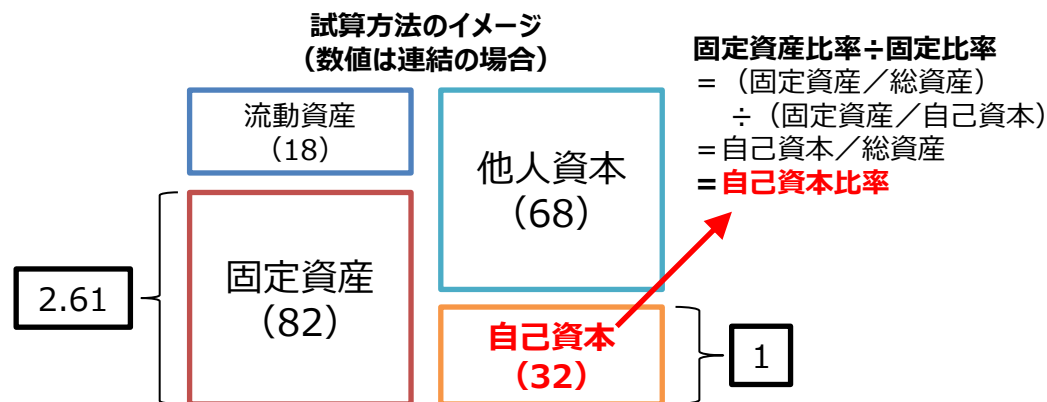
論点①
適正な自己資本比率

- 1995年の第30回料金制度部会では、電気事業の適正な自己資本比率に関し、以下のとおり議論され、実績平均値ではなく、類似の公益事業の自己資本比率を参考に、30%とされた。
- 一般電気事業は、公益事業であるが、その担い手が民間企業であることに鑑みれば、自己資本比率を高め、財務体質の強化に努めることが基本的要請であることは認識されるべきであり、事業報酬は、これを可能にするように算定される必要がある。
- 一般論としては、資本投下に対するリスクの差を勘案すれば、自己資本報酬率は、他人資本報酬率を上回るため、資金調達先は、株式増資よりも有利子負債によることが資金コストの低減につながる。
- 反面、自己資本比率が一定以下になった場合、信用力の低下による借入金利の上昇を招きかねず、経営の健全性を損なう恐れがある。したがって、適正な自己資本比率は、10社の実績平均値ではなく、一般電気事業の特性に応じた適正な自己資本比率を算定することが必要となる。現行の報酬率の算定根拠として自己資本比率が50%と定められているのも、かかる趣旨によるものであるが、今回の見直しに当たっては、類似の公益事業の自己資本比率を参考として、適正な自己資本比率を30%とする。
- その上で、当時の議論では、固定比率と固定資産比率を基に、「適正な自己資本比率」を算定する方法が採られていたが、この方法を用いて、2022年度の数値で試算した場合に、自己資本比率は約30%と算定される。

【参考】自己資本比率の試算結果（2022年度）

	① サンプル企業※1の 固定比率（平均）	② 旧一電10社の 固定資産比率（平均）	③ 自己資本比率 (②/①)
連結	約261%	約82%	約32%
単体	約291%	約85%	約29%

※1:ガス：3社、航空：2社、JR3社、民鉄15社。



消費者委員会からいただいた御意見（1/2）

論点①
適正な自己資本比率

- 先般の規制料金の変更認可申請に関して、消費者委員会から、「事業報酬率算定は30:70を堅持することなく、申請時の資本構成に改めることが適切」との御意見をいただいた。
- この御意見について、今回、当委員会事務局で検討を行った。なお、2022年度において、大手電力会社の自己資本比率（連結）の平均は17.3%となっている。

【参考】大手電力会社の自己資本比率（出典：各社の有価証券報告書（2022年度））

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社平均
連結	11.7%	10.5%	22.8%	31.9%	12.9%	20.4%	11.1%	18.3%	10.4%	23.4%	17.3%
単体	10.4%	8.8%	26.4%	32.1%	10.6%	14.3%	6.6%	15.0%	6.8%	20.8%	15.2%

第2 料金値上げに関する事項

4 事業報酬に関するもの

- 事業報酬率算定は7対3を堅持することなく、申請時の資本構成に改めることが適切だと思われるが、そのような変更の可能性はあり得るか。

当会合としての考え方

- ・ 規制料金の改定申請の審査は、料金算定規則などの法令に基づいて実施するものです。
- ・ 御指摘の「7対3」の規定は、料金算定規則で定められており、各事業者は料金算定規則に基づき申請を行っています。
- ・ その上で、申請が行われた後、法令を変更して遡及適用することは、法的安定性の問題があるため、困難です。
- ・ そのため、いただいた御指摘は、資源エネルギー庁などの関係部局に共有し、今後の課題として検討します。

【参考】料金算定規則（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2～4 （略）

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（中略）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 （略）

検討の方向性（1/2）

論点①
適正な自己資本比率

- 1995年の第30回料金制度部会で、電気事業における適正な自己資本比率が30%とされたが、2022年度では、大手電力会社の自己資本比率（連結）の平均は17.3%となっている。
- その上で、他の公益事業の自己資本比率を確認したところ、いずれも約30～40%となっており、特に、電気事業と同様に、化石燃料の確保に関する事業リスクを伴うガス事業・航空事業と比較しても、電気事業の自己資本比率は低い水準にあると考えられる。
- これを踏まえ、金融アナリストに対し、直近の自己資本比率に基づいて事業報酬を算定することについてヒアリングしたところ、「現状の危機的な状況であるバランスシートを理想的なものとして、電気料金の算定根拠に使用するのは望ましくないのではないか」との旨の御意見をいただいた。

（続く）

【参考】他の公益事業の自己資本比率（出典：各社の有価証券報告書（2022年度））

	ガス（4社）	航空（2社）	通信（3社）	JR（3社）
連結	43.0%	29.0%	30.7%	31.2%
単体	39.4%	36.9%	42.4%	27.6%

【参考】金融アナリストへのヒアリング結果（大和証券株式会社 西川周作氏、みずほ証券株式会社 新家法昌氏）

- 絶対水準で申し上げると、今般の料金審査の事業報酬率（約2.8%）でも低すぎる水準であり、自己資本比率を直近の資本構成にすると更に下がることになると思料されるが、この程度のリターンしかないビジネスは、米金利5%の中で投資インセンティブに欠ける。
- 足元の自己資本比率15%に求められるリスク・リターンとして適切なリターンかと問われると全くそうは思えない。
- 現在の危機的な状況にあるバランスシートを理想的なものとして、規制料金の事業報酬率の算定根拠として入れてよいのか疑義がある。今の電力会社が、有利子を圧縮して一刻も早く危機的なバランスシートから脱しなくてはならないと考えている中、15:85の割合で事業報酬率を計算するのは、今後もこのバランスシートで良いというメッセージになりかねない。海外のユーティリティ会社のバランスシートと比較しても、日本の電力会社のバランスシートは圧倒的に悪い。そういう意味でも、日本の電力会社も現状のバランスシートのままでよいのかという問題提起がある。
- 海外の事例をみても日本よりレバレッジをかける例は見当たらない。30:70が正解かと問われると議論はあるが、1つのベンチマークとしてそんなにずれているわけではない。

（続き）

- また、仮に、直近の自己資本比率に基づいて事業報酬を算定することとした場合は、他の指標（例：利益率やβ値）も直近の値を用いることが、一貫性のある算定方法と考えられるところ、次ページのとおりに、今般の料金改定申請時点における数値を用いて事業報酬率を試算した結果、1.3%と非常に低い値となった。
- これは、料金改定申請時点でβ値が大幅に低下していたことに伴うものであるが、このように各種指標は短期的に大きく変動する場合がある。一方、一般論として、電気事業は長期的な視点で運営していくものであることを考えると、どの時点で申請するかによって、事業報酬率が大きく変動する仕組みとした場合、電気事業の性質と乖離した制度となる可能性がある。なお、今般の審査では、β値について「採録期間を長くすることが適当である」旨の御意見をいただいたところである。
- 上記の点のほか、前述の1995年当時の議論等も踏まえると、小売電気事業における規制料金の算定に当たっては、現行の「30:70」を維持することとしてはどうか。

【参考】料金改定申請時点の数値を用いた試算結果

論点①
適正な自己資本比率

- 料金改定申請時点で入手可能な数値に基づき、①今般の査定方針の考え方で事業報酬率を試算した結果と、②申請時点の自己資本比率などの数値で事業報酬率を試算した結果は、以下のとおりとなった。
- ②の事業報酬率は1.3%と非常に低い値となったが、これは、料金改定申請時点でβ値が大幅に低下していたことに伴うものである。

	① 査定方針の考え方に 基づく試算結果	② 申請時点の数値 に基づく試算結果
(A)自己資本報酬率		
(ア)公社債利回り平均値 平均期間	0.13% 直近7年 (15-21年度)	0.13% 直近1年 (21年度)
(イ)全産業自己資本利益率 平均期間	9.67% 直近7年 (15-21年度)	10.99% 直近1年 (21年度)
β値 算定期間	0.81 直近10年 (12.11-22.10) ^{※1}	0.37 直近1年 (21.11-22.10)
(ア)×(1-β)+(イ)×β	7.8%	4.2%
	× 30%	× 20% ^{※2}
(B)他人資本報酬率	直近1年(21年度) 0.63%	直近1年(21年度) 0.63%
	× 70%	× 80%
事業報酬率	2.8%	1.3%

特定小売供給約款の
変更認可申請に係る査定方針
より抜粋

審査における論点①（β値の算定期間）（1）

- β値は、東証株価指数（TOPIX）や日経平均株価などの株価指数の値動きに対し、各事業者の株価がどの程度の相関で動いているかを示す指数である。
- β値は、みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスクを表し、市場全体の株価が1%上昇する際の当該法人の株価の平均上昇率として算定する。
- 過去の値上げ申請（2012～15年）では、各事業者はβ値の算定期間を直近2年程度としてきたが、今回は算定期間をどのようにすべきか。なお、今回、直近2年のβ値は極端に低い水準となっていることに留意が必要。

算定期間とβ値（累積・沖縄を除く電力9社平均）の関係



β値（年度別・半年度・沖縄を除く電力9社平均）

年度	2022年12月	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011
β値	0.45	0.35	0.79	0.79	0.61	0.70	0.84	0.90	0.90	1.09	0.99	0.71

※1：東電EP・北海道電力以外（東電EP・北海道電力は13.01-22.12で算定）。
 ※2：2021年度の自己資本比率（10社の単純平均）は、連結が21%・単体が19%のため20%を使用。

- 自己資本報酬率の算定については、料金審査要領で、「東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する」とされているが、その算定に当たって用いられる β 値・公社債利回り実績率・全産業自己資本利益率の具体的な採録期間については明示されていない。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章「原価等の算定」に関する審査

第3節 事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（1）自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$

β 値：みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率

β 値 = $\text{みなし小売電気事業者たる法人の収益率} \div \text{株式市場の収益率}$

【β値】

- 恣意的に期間をいじるのもよくないと思いますので、企業の調子のいいときも悪いときも、いろいろな経営状況を1サイクル以上含む期間をもって、β値を考えるのが最適だろうと思います。そうすると、**震災以降、長く期間を取ってβ値を計算するのがまずは適切**かなと思っています。（圓尾委員）
- このβ値の長さというのは、これは市場の状況とか、企業の、特に個別のビジネス構造とか、いろいろな問題はあると思うんですが、会計なんかのより個別に確からしさというお話より、この料金査定というのは分かりやすさというのがすごく重要になると思いますし、今回ある意味では何社か上がってきたという中で、やっぱりそういう意味では少し統一性のある、個別の事情もある意味では上回る統一性のある形という、やっぱり**長い期間の中でいろいろな状況が平均的に反映するということになるのではないか**というふうに思います。（梶川委員）
- **直近で取れるものから10年程度と決めてしまうということをすれば**、もう震災から10年以上たっている、今後は「震災以降」とかそういう言い方をしなくても、**かつちりしたルールというのが定められるような気がします**ので、できるだけ長くというか、**できるだけ近いところから10年とかというように決めるというのは一つの考え方**だと思います。10年だと長過ぎるということでもっと短くするということもあり得ると思いますが、**私は10年程度というのがいろいろな意味でも、仮に異常値が入ったとしても変なことにならないということを考える点からしてもよいのではないかと**思います。（松村委員）

【公社債利回り実績率及び全産業自己資本利益率の採録期間】

- 同じ自己資本報酬率を計算する指標である公社債利回りと全産業自己資本利益率の採録期間ですけれども、これに関しては1事業とか1業種の値であるβ値とは違って、例えば全産業自己資本利益率となると多くの企業の平均値なので、そんなに長い期間を採らずとも直近で十分なサンプルが採れます。それから、算定期間である今後3年間の状況をよく示すという点では、直近数年間を採るのが適切だと思います。ですから、β値に合わせて10年超を採るのも一つの考え方だと思いますけれども、直近の5年とか7年を採るほうがより適切かと思います。5年と7年については、先ほどβ値のときも言いましたが、あまり本質的に意味があるものではなくて、不適切な表現だけど、どっちでもいいようなものだと思います。慣例的に7年を今まで採っていたんだったら、ここは7年取っていいかなと思います。中国さんは恐らく、β値とか、全て5年で合わせているのですが、特段それ以上の意味がないとすれば、7年を採用することでもいいと思います。（圓尾委員）

【参考】β値の算定期間に関する査定方針

特定小売供給約款の
変更認可申請に係る
査定方針を一部加工

論点②
自己資本報酬率の算定方法

- β値の算定期間について、直近10年間とした場合、**「直近」の起点をいつにするかが論点**となる。
- **過去の料金値上げの審査**では、β値について、長期の採録期間を確保出来ず、「直近」の起点をいつにするかが大きく影響する状況であったことから、**恣意性を排除**するため、**「査定方針案の取りまとめ日まで」の2年間**が算定期間とされた。
- 一方、**今回の値上げ申請**は、β値の算定期間を「直近10年間」とした場合、**長期の採録期間を確保することが可能**であり、「直近」の起点をいつにするかが**β値に与える影響は限定的**である。
- そのため、今回値上げ申請については、**明瞭性を重視し、各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」**を算定期間とすることとしてはどうか。

【参考 1】過去の料金値上げにおける査定方針（2014年／中部電力）（抜粋）

- 関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の料金値上げ審査における査定方針においては、β値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、**平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当**であるとしたところである。
- （中部電力の料金値上げ審査における査定方針においては、）「β値については、採録期間を1年未満とした場合のβ値は大きく変動しており、また、震災以降半年程度のβ値は高騰しているが、以降は比較的安定していること、震災の前後でβ値は大きく異なることから、**査定方針案のとりまとめ日までの直近2年間**とすることが妥当である。

【参考 2】β値の算定期間の起点の違いが事業報酬率に与える影響（試算値）

β値の算定期間	β値	事業報酬率
2022年10月末までの10年間	80.82%	2.79%
2022年11月末までの10年間	80.07%	2.77%
2022年12月末までの10年間	79.76%	2.76%

※公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間を2015～21年度として試算。

【参考】公社債利回り等に関する査定方針

特定小売供給約款の
変更認可申請に係る
査定方針を一部加工

論点②
自己資本報酬率の算定方法

- 料金審査要領上、自己資本報酬率は、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定することと定められている。
- 公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間について、今回の料金改定申請では、中国電力が5年間を採用しているが、他の事業者は7年間を採用している。
- 過去の値上げ申請（2012～15年）では、旧料金審査要領（2012年改定以前）の規定を参照し、7年間を採用していたが、今回も7年間とすることが適切か。

【参考】供給約款料金審査要領（平成12年／旧料金審査要領）（抜粋）

第2節 事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

ここにおいて、「すべての事業者を除く全産業の自己資本利益率を上限とし、公社債の応募利回り等を下限として適正に算定した率」は、公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が一般電気事業者の経営状況を判断するに適当な年限の平均値を用いるものとする。その適当な年限については、**近年の金利状況等に鑑み、当面は7年間とする。**

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（現行／料金審査要領）（抜粋）

第3節 事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「**自己資本利益率**」及び「**国債、地方債等公社債の利回り**」につき、**その率が事業者の経営状況を判断するに適当な期間の平均値を用いるものとする。**
自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適当な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$

- 今般の料金審査で委員からいただいた御意見や査定方針を踏まえ、自己資本報酬率の算定に当たって用いるβ値・公社債利回り実績率・全産業自己資本利益率に係る諸元を以下のとおりとする旨を、料金審査要領に記載することとしてはどうか。

【β値の算定期間】

- 各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」を算定期間とする。

【公社債利回り実績率及び全産業自己資本利益率の採録期間】

- 「直近7年間」を採録期間とする。
- なお、上記の期間を料金審査要領に記載する場合、規制料金の自己資本報酬率の算定方法に係る規定において、「東日本大震災後の状況を勘案する」旨の記載は不要となることから、削除することとする。

- 他人資本報酬率は、料金算定規則に基づき、全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む）の有利子負債利率を、加重平均して算定することとされている。
- また、料金審査要領上、「直近 1 年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利率」を用いることとされている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条

1～4 （略）

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

6 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第 2 章 「原価等の算定」に関する審査

第 3 節 事業報酬

算定規則第 4 条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第 1 節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

2. 報酬率

算定規則第 4 条第 5 項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（2）他人資本報酬率

当面は直近 1 年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利率を用いるものとする。

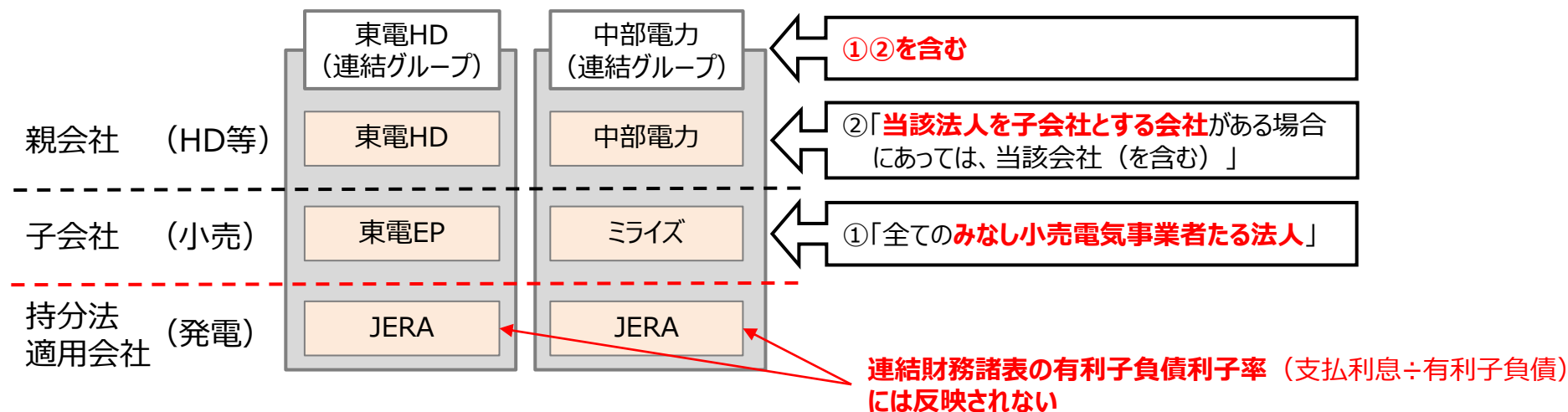
- 他人資本報酬率に関しては、これはやはり電気事業のリスクが支払利息として表現されるのを幅広く平均的に捉える必要があると思いますので、（中略）連結にJERAを加えたもの、つまり発電・ネットワーク・小売トータルのアセットを調達するための他人資本が今現状どうなっているかを使うのが適切ではないかと思っています。（圓尾委員）
- 他人資本報酬率算定に当たりJERAについては、連結 + JERAの数字を織り込んだ11社平均がよいと考えます。（北本委員）

【参考】他人資本報酬率に関する査定方針

特定小売供給約款の変更認可
申請に係る査定方針を一部加工

論点③
他人資本報酬率の算定方法

- 他人資本報酬率は、料金算定規則で、「①全てのみなし小売電気事業者たる法人（②当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む）」の有利子負債利率を加重平均して算定することとされており、発販分離会社では以下の解釈が可能と考えられる。
 - ① 「全てのみなし小売電気事業者たる法人」：東電EP、中部電力ミライズ
 - ② 「当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社（を含む）」：東電HD、中部電力
- 上記①②を踏まえ、連結の有利子負債利率を用いることは可能と考えられる。一方、持分法適用会社であるJERAについては、上記①②に含むと解釈することは困難と考えられる。
- そのため、「連結＋JERA」が適当ではあるものの、料金算定規則を踏まえて、連結の有利子負債利率を用いることとしてはどうか。なお、他人資本報酬率について、連結を用いて算定した場合は0.63%である一方、「連結＋JERA」を用いた場合は0.62%であり、大きな乖離は無い。



- 今般の料金審査では、他人資本報酬率について、「JERAも含めて計算することが適当である」旨の御意見を委員からいただいたが、現行の料金算定規則と不整合が生じる可能性があるため、最終的には、JERAを含めないこととされた。
- その上で、上記の御意見を踏まえて、JERAも含めて他人資本報酬率を計算することをルール化することとしてはどうか（料金算定規則を見直す場合のイメージは下表のとおり。）。

【参考】料金算定規則の見直し案（イメージ）

見直し案（イメージ）	現行
（事業報酬の算定） 第四条 1～4 （略） 5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。 一 自己資本報酬率 （略） 二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人及び事業の譲渡し又は分割により当該法人の営む発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）であって金融商品取引法第二十四条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率 6 （略）	（事業報酬の算定） 第四条 1～4 （略） 5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。 一 自己資本報酬率 （略） 二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率 6 （略）

（※） なお、上記は、あくまで現時点での見直し案（イメージ）であり、今後の法令面での確認プロセスなどを経て、文言が修正される可能性があることに留意。

- 現行の料金算定規則上、事業報酬については、以下のとおり算定することとされている。

(①電気事業全体の事業報酬－②送配電事業の事業報酬) × ③発電小売事業に占める小売事業の割合

➤ 「②送配電事業の事業報酬」は、託送供給約款の認可に係る審査で査定（沖縄電力を除く。）。

- **発販分離会社**については、「**③発電小売事業に占める小売事業の割合**」の算定にあたり、**事業者と特別関係事業者（発電事業者）のレートベース比率で按分する点に留意が必要**である。

➤ 発販一体会社においては、**特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）が存在しない**ため、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」は**100%**となる。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる**一般送配電事業等**（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）**に係る電気事業報酬の額を減じて得た額**とする。

一 特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二 レートベースであって一般送配電事業等に係るものの額の合計額に第六項の規定により算定される一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があった場合における**電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額**（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）**を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額**とする。

一 **事業者及び特別関係事業者**（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）**のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額**

二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は**特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）**の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定**により算定された電気事業報酬の額**

三 **事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合**

4～6 （略）

- 数字としては、仕上がりに対して小さなインパクトなのかもしれませんが、東電EPの事業報酬の計算の仕方はすごい違和感がありまして、何かというと、事業報酬率2.8%をPG、ホールディングス、RP、EPの合計に対して使っているのが、ずれていると思います。つまり、他電力みんなそうですけれども、発電のアセットも含めたトータルのビジネスに対しての事業リスクを勘案したら2.8%になっていたということで、ネットワークに関しては1.9%。リスクが低いから1.9%なわけですが、発電ビジネスは非常にリスクがそれに比べて高いから、2.8%よりもずっと高い報酬率が適当であって、その加重平均として2.8になっていると思います。ところが、JERAが入っていないので。一方で、株式市場で東京電力や中部電力の株価を投資家が売り買いするときは、当然JERAの収益性とかJERAのリスクも考えて、込みにして彼らは行動をとっているわけなので、そこはやはりずれているのです。ですから、算定規則がそうだからと言われたらしようがないかなとは思いますが、本来はJERAのレートベースに相当するところを、例えば中部と東京と50・50でもいいです、按分でも入れることを本来はすべきで、そうするとEPの事業報酬額はぐっと下がってくるはずだと思うのです。この東電が出している旧一体会社の合計額見れば一目瞭然ですが、PGがかなりのウエートを占めていて、その事業報酬率が1.9。それ以外のところとの加重平均の2.8ですから、それはEPのところが大きく数字が上がってしまうのはしようがないと思います。一方、EPの7,000億ぐらいのアセットに単純に2.8掛ければどうかというと、2.8はネットワークの低い事業リスクの分も織り込んだことになっているので、EPからすると損することになってしまうでしょうし、ここは非常に難しいのですが、本来はJERAのアセットを厳密でなくてもいいから足して、もう少し仕上りを適正化していくことが本来は必要なんじゃないかなと思いました。（圓尾委員）

【参考】東京電力EPの事業報酬の算定方法

特定小売供給約款の変更認可申請
に係る査定方針を一部加工

論点④
電気事業者の範囲

- 東京電力EPについても、以下の式のとおり事業報酬を算定するものの、発販分離会社であるため、**「③発電小売事業に占める小売事業の割合」が100%とはならない。**

(①電気事業全体の事業報酬－②送配電事業の事業報酬) × ③発電小売事業に占める小売事業の割合

- そのため、下表のとおり、レートベースを基に、「小売事業の割合」を算出している。

(億円)

		旧一体会社				
			PG (送配電)	HD (発電等)	RP (発電)	EP (小売)
レート ベース	特定固定資産	57,687	47,880	5,684	3,871	253
	建設中資産	6,193	1,479	4,341	152	220
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	3,536	0	3,536	0	0
	核燃料資産	5,719	0	5,719	0	0
	特定投資	① 2,088	② 0	2,088	0	0
	運転資本	7,517	1,109	▲ 122	▲ 98	6,628
	合計額	82,741	50,467	21,247	3,925	7,101
事業報酬率		2.8%	1.9%			
事業報酬		2,317	959	1,358		

③レートベースの比率で按分

事業報酬 (EP)			xxx	xxx	299
-----------	--	--	-----	-----	-----

【事業報酬の算定方法】

- ① グループ全体のレートベース合計に、事業報酬率を乗じることで、グループ全体の事業報酬を算定する。
- ② 一般送配電事業者であるPGの事業報酬を算定する。
(託送供給等約款の認可に係る審査で査定済)
- ③ ①から②を差し引いた金額を算定し、その金額について、HD・RP・EPのレートベースの比率に応じて按分する。

【参考】東京電力EPの事業報酬の査定方針

特定小売供給約款の変更認可申請
に係る査定方針を一部加工

論点④
電気事業者の範囲

- レートベースには、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみを織り込む必要がある。ただし、JERAについては、東京電力HDの支配が及ぶ連結子会社ではなく、資産を精査してレートベースに織り込むことは現実的に困難であると考えられる。
- そこで、JERAについては、有価証券報告書に記載されている粒度で、レートベースに相当する資産に、東京電力HDの持ち分である50%を乗じたものを織り込むこととしてはどうか。
- この場合、本来はレートベースから除外すべき資産が、事業報酬の算定過程に含まれる可能性があるものの、JERAの資産を最大限織り込むことで、発電小売事業に占める東京電力EPの割合が低下し、東京電力EPの事業報酬額を保守的に見積もることが可能になると考えられる。
- なお、JERAの有価証券報告書は、監査法人による監査を受けており、資産の実在性など、一定の信頼性は確保されているものと考えられる。

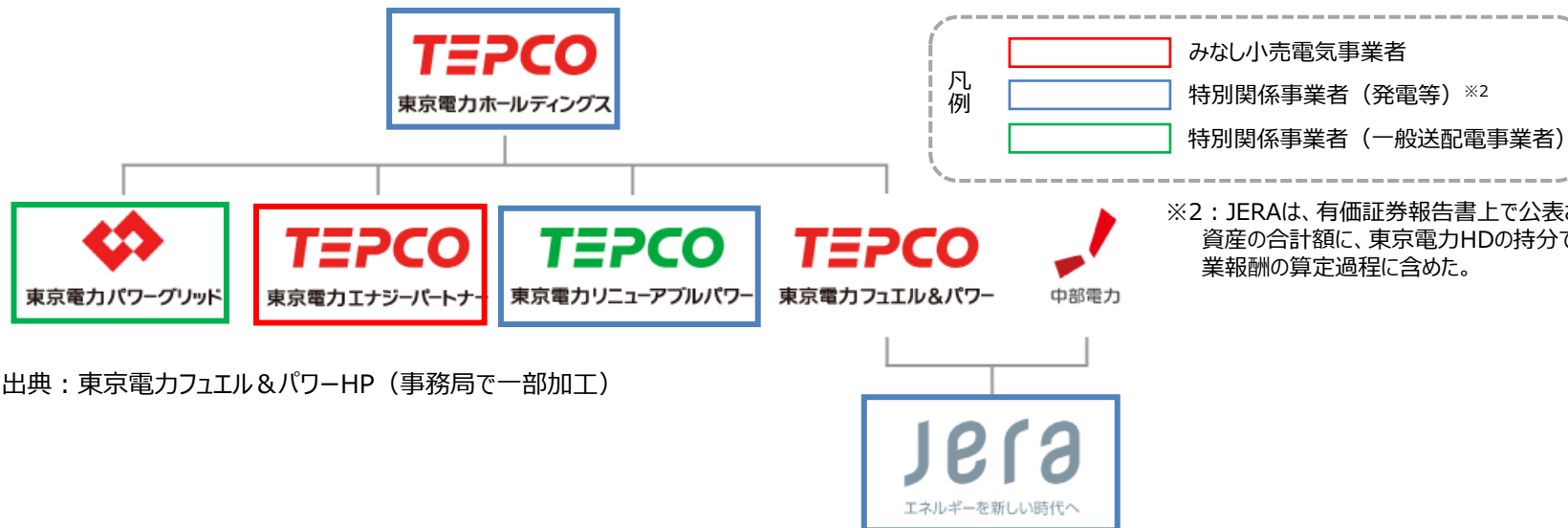
検討の方向性（1/2）

論点④
電気事業者の範囲

- 東京電力EPは、レートベースの算定に当たって、当初申請では、「**特別関係事業者※1**」を「**東京電力HD・RP・PG**」と定義し、**JERAは対象外として含めていなかった**。その後、審査の過程で委員からいただいた御意見を踏まえ、最終的には**JERAも含めて算定を行うこと**となった。
- なお、今般の料金審査では、**EP分のレートベース**について、「**自主カット後**」の数値（特別監査も実施）を用いた一方、**HD・RP・JERA分のレートベース**については、「**自主カット前**」のレートベースに対して**グループとしての持分比率**（HD・RPは100%、JERAは50%）**を乗じた数値**を用いることとした（PG分については託送供給等約款の算定諸元を使用）。

※1：料金算定規則第4条第3項第1号で、**特別関係事業者**は、「**事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者**（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）**及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう**」と定義されている。

【参考】東京電力HDの組織図



出典：東京電力フュエル&パワーHP（事務局で一部加工）

● 上記の査定結果を踏まえ、事業報酬の算定方法を明確化するため、料金審査要領で、「特別関係事業者」は、「旧一般電気事業者から事業を譲り受け、又は承継した事業者」である旨を記載するとともに、発電事業者である特別関係事業者について、有価証券報告書上公表されている数値等をもとに適正に算定した「レートベースに相当する資産」に、「グループ全体の合理的に算定した持分比率」を乗じた金額を、事業報酬の算定過程に含める旨を記載してはどうか。

【参考】料金審査要領の見直し案（イメージ）

見直し案（イメージ）	現行
第3節 事業報酬 （略） 1. レートベース <u>（1）事業者及び一般送配電事業者である特別関係事業者（注1）については、算定規則第4条第4項各号に掲げる項目の適正性を審査するものとする。具体的には、特定固定資産は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の運営にとって真に不可欠な設備であるか否か、建設中の資産は、工事計画及び工事額が適正であるか否か、運転資本のうち営業資本は、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、また、貯蔵品は、数量及び金額が適正であるか否か、特定投資は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。</u> （中略） <u>（注1）事業の譲渡し又は分割により旧一般電気事業者から一般送配電事業を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した一般送配電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）が該当する。</u> <u>（2）発電事業者である特別関係事業者（注2）については、レートベースに相当する資産にグループ全体の合理的に算定した持分比率を乗じた額をレートベースの合計額に含めるものとする。レートベースに相当する資産については、算定規則第4条第4項各号に掲げる項目について有価証券報告書上公表されている数値等をもとに適正に算定しているか審査するものとする。</u> <u>（注2）事業の譲渡し又は分割により旧一般電気事業者から発電事業を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）が該当する。</u>	第3節 事業報酬 （略） 1. レートベース 算定規則第4条第4項各号に掲げる項目の適正性を<u>事業者及び特別関係事業者ごとに</u>審査するものとする。具体的には、特定固定資産は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の運営にとって真に不可欠な設備であるか否か、建設中の資産は、工事計画及び工事額が適正であるか否か、運転資本のうち営業資本は、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、また、貯蔵品は、数量及び金額が適正であるか否か、特定投資は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。 （以下略）

（※）なお、上記は、あくまで現時点での見直し案（イメージ）であり、今後の法令面での確認プロセスなどを経て、文言が修正される可能性があることに留意。

現状の審査ルール・検討の方向性

- 送配電関連費等の算定方法を規定する料金算定規則第16条第2号で、「認可の申請をした」又は「認可を受けた」託送供給等約款に基づき算定する旨が規定されている。
- 一方で、規制料金の事業報酬の算定過程で控除対象となる「送配電事業の事業報酬」を規定する料金算定規則第4条第3項2号においては、「認可又は届出がされた」託送供給等約款に係る規定は存在するものの、「認可の申請をした」託送供給等約款に係る規定が存在しない。
- その上で、託送供給等約款の「認可の申請」は、「託送供給等に係る収入の見通し」に係る経済産業大臣の承認を踏まえたものであるところ、「認可の申請をした」託送供給等約款に基づいて、規制料金の事業報酬の算定を行うことには合理性があると考えられるため、当該算定を可能とするよう、料金算定規則を改正してはどうか。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、（中略）電気事業報酬の額は、（中略）第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（中略）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 （略）

二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額

三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

4～6 （略）

第十六条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一 （略）

二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）として、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は一般送配電事業者が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額 送配電関連費

三 （略）

1. 料金審査の振り返り

2. 個別論点の全体像

3. 個別論点の詳細

3－1. 購入・販売電力料

3－2. 事業報酬

3－3. 公租公課（法人税等）

3－4. 物価変動等への対応

現状の審査ルール（公租公課関連）

- 公租公課のうち、特に、「法人税等」については、「発行済株式の数」及び「一株当たりの配当金額」を基に算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{法人税等}} = \boxed{\text{配当所要利益}} \times \boxed{\text{実効税率（\%）}} \\ \downarrow \\ \frac{\boxed{\text{発行済株式の数}} \times \boxed{\text{一株当たりの配当金額（円）}}}{\left(1 - \boxed{\text{実効税率（\%）}} \right)} \end{array}$$

【参考】法人税の算定方法に係る経緯

- 電気料金に係る事業報酬について、かつては事業者ごとに支払利息・配当金額・利益準備金を算定（以下「積上げ方式」という。）していた。
- しかし、積上げ方式では、事業者ごとの資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、各事業者の資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいといった点を考慮し、1960年に現在のレートベース方式での事業報酬の算定方法が導入された。
- 一方、電気料金に係る法人税については、当時、事業者ごとに配当金額・利益準備金を算定し、これを課税利益として逆算する方法で法人税を算定することとされ、これと概ね同様の算定方法が現在まで継続している状況である。

【参考】供給規程料金算定要領（公益事業局長通達）1960年3月制定

法人税 = (平均資本金額 × 適正配当率 + 利益準備金) × 法人税率 / 1 - (法人税率 + 法人税率 × 市町村民税率)

審査の過程でいただいた御意見（公租公課関連）

- （中略）まず私、この算定規則を見て、令和の時代にこんなのがまだ残っているのかと思って愕然としました。算定規則に書いてあるからこうやって計算するしかないのかもしれないですが、極めてナンセンスだと思います。それは、発行済株式数自体に意味があるものではないですし、それから「一株当たりの配当金を何円と考えるのが適当か」という解なんてないのですよ。それらを掛け算して配当総額を出して法人税を計算するというのは、それこそ昭和20年代、30年代の、500円額面の1割配当が適切であって、という時代の名残でしかないと思うんですよね。
（中略）この算定規則をうまく読むとすれば、「配当金並びに利益準備金を基に法人税を計算する」と考えれば、我々、事業報酬を一定の合理性をもって算定するわけですから、その事業報酬の中の自己資本報酬額に相当する部分をこれに相当すると考えて、税率から逆に法人税を計算していくのが、最後、原価を一覧にしたときも、事業報酬額と整合性のある法人税額が算定できるので、そうあるべきではないかと思っています。（圓尾委員）
- 私も圓尾委員と同じような感触を受けており、（中略）株式数をベースにこういう計算をするというのは完全にナンセンスだなというふうには思いました。
（中略）もう一つの考え方としては、横比較をしたり、他社を含めて平均化して見るというのであれば、配当性向という考え方で見るべきではないかと思います。配当性向で横並びで見ると、電力会社（中略）、それプラス例えばその他のインフラ企業みたいなところも入れて、こうした企業全体の配当性向で考えて、そのうち実際に配当に回ったものについて控除してという形で割り戻すとか。（中略）常識的に言うところしたインフラ企業における配当性向をベースとする考え方を採用したほうが解決策としてはいいんだろうなと思います。（川合委員）

検討の方向性（公租公課関連）（1/3）

- 法人税等について、審査の過程でいただいた御意見を踏まえると、算定方法の見直しに当たって、以下の4つの見直し案が考えられる。

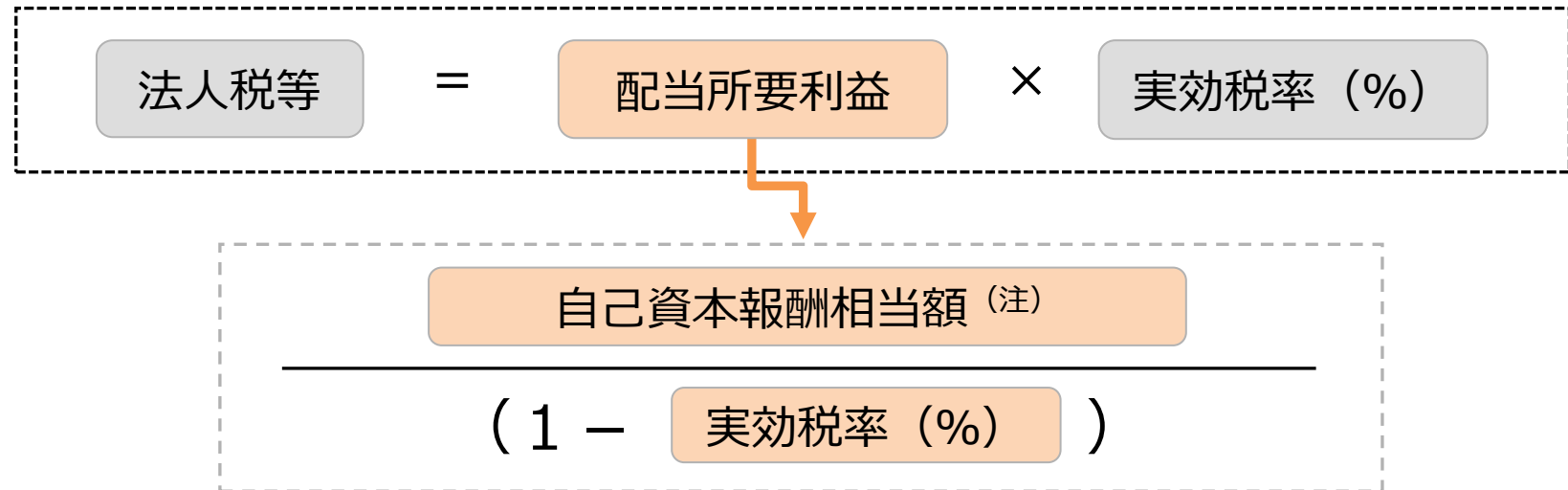
案①：法人税等を各事業者の自己資本報酬相当額から逆算した額とする。

案②：法人税等を各事業者の自己資本報酬相当額に配当性向（例えば、非製造業の直近10年間平均）を加味した額から逆算した額とする。

案③：法人税等を各事業者の実績値（例えば、直近10年間平均）とする。

案④：法人税等を各事業者の自己資本報酬相当額から逆算した額（案①）と、各事業者の実績値（案③）のいずれか小さい方の額とする。

【案①の算定方法】



（注）自己資本報酬相当額 = 電気事業報酬のうちのレートベース×自己資本報酬率×0.3（NW分等を除く）

検討の方向性（公租公課関連）（2/3）

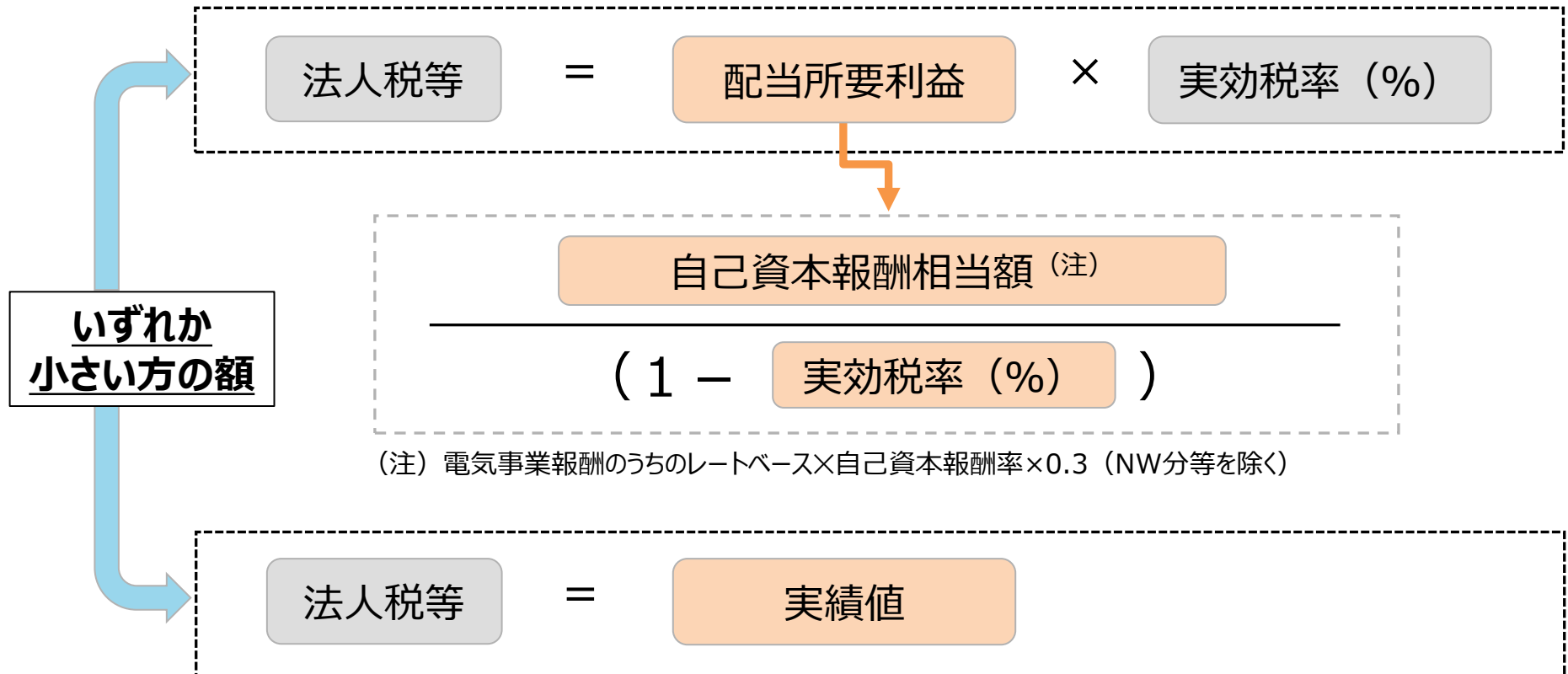
- 前ページに記載した見直し案について、それぞれの考え方は以下のとおり。

見直し案	考え方	備考
案①：各事業者の自己資本報酬相当額から逆算した額	・ <u>電気事業報酬額のうち、自己資本報酬額に相当する部分を配当金額及び利益準備金とする。</u>	・「自己資本報酬相当額」の計算式は、以下のとおり →自己資本報酬相当額＝電気事業報酬のうちのレートベース×自己資本報酬率×0.3（NW分等を除く）
案②：各事業者の自己資本報酬相当額に配当性向（例えば、非製造業の直近10年間平均）を加味した額から逆算した額	・ <u>自己資本報酬額を当期純利益と考え、配当性向に相当する部分を配当金額とする</u> （利益準備金相当分は原価算入の対象外）。	・「配当性向」は、非製造業の直近10年間の平均実績値（決算短信集計結果） ・「配当性向」の計算式は、以下のとおり →配当性向＝配当金額／親会社株主に帰属する当期純利益
案③：各事業者の実績値（例えば、直近10年間平均）	・レベニューキャップ制度の導入を踏まえて検証された <u>託送料金原価のうち、法人税等の見積方法と同様とする。</u>	・「実績値」は、事業者毎の部門別収支計算書における直近10年間の法人税等（規制部門と自由化部門の合計。マイナスの場合は、「0」と見なす。）の平均値 ※なお、税率等の変更は考慮。
案④：案①と案③のいずれか小さい方の額	・電気事業報酬額との整合性を図りつつ、法人税等の支払実績等も踏まえた <u>現実的な算定方法とする。</u>	—

検討の方向性（公租公課関連）（3/3）

- 法人税等の算定方法の見直しに当たっては、電気事業報酬額との整合性を図りつつ、法人税等の支払実績等も踏まえ、案④を採用することとし、料金算定規則を改正することとしてはどうか。
- なお、案②では、例えば、非製造業全体の配当性向の数値を用いた場合、多種多様な業種が含まれ、電気事業の実態と乖離する可能性がある。また、一部の業種の数値を採用することとした場合は、当該業種の選定方法の在り方に、解釈の幅が出ることも想定される。

【案④の算定方法】



1. 料金審査の振り返り

2. 個別論点の全体像

3. 個別論点の詳細

3－1. 購入・販売電力料

3－2. 事業報酬

3－3. 公租公課（法人税等）

3－4. 物価変動等への対応

現状の審査ルール（物価変動等への対応）

- 料金審査要領では、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）について、「原則として原価への算入を認めない」とされている。
- この規定は、2015年の託送供給等約款の認可申請に関して、政府経済見通しに基づくエスカレーションを織り込んだ事業者について、託送料金原価への算入を認めなかったところ、この査定方針の考え方を、規制料金（特定小売供給約款料金）の料金審査要領にも反映したものである。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. ～5.

6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

【参考】託送供給等約款認可申請に係る査定方針（2015年12月）（抜粋）

～基本的な考え方～

（3）効率化計画

（中略）

① 託送料金原価へのエスカレーションの織り込み

北陸電力及び沖縄電力の託送料金原価には、政府経済見通しを基に、エスカレーションが織り込まれている（ただし、両社それぞれで適用する費目やエスカレーション率には違いがある）。しかし、これまでの東京電力等における電気料金値上げの原価にはエスカレーションが織り込まれておらず、一般電気事業者間の原価算定方法の整合性に鑑みて、託送料金原価への算入を認めない。

物価変動等への対応に関する主な論点

- 物価変動等に関する現行の規定は、上記の経緯を踏まえ、料金審査要領に織り込まれたものである。一方、現在、政府全体として、「成長と分配の好循環を成し遂げる」方針が掲げられており、また、消費者物価指数の継続的な上昇が続いている状況である。
- このように消費者物価指数が継続的に上昇している現状で、現行の規定では、物価上昇などの実態と乖離した審査結果となる可能性がある。また、物価上昇の実態などを適切に反映しない規制料金となった場合、規制料金が自由料金よりも安価となることで、競争歪曲に繋がる可能性や、買い叩きの助長の可能性なども考えられる。
- 一方、恣意的な見積りに基づいて料金原価を算定することは適切ではないため、物価変動等に関する現行の規定について、審査の方針を明確化することが必要ではないか。

【参考】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日）（抜粋）

（前略）日本を新たな成長軌道に乗せていくため、急速な少子高齢化による国内市場の縮小、既存の市場におけるシェア重視の経営体質、そして労働市場と企業組織の硬直化等、日本経済の様々な構造問題を背景とする人への投資や設備投資の遅れといった課題に更に加速して取り組む必要性もこの1年間で明らかになってきた。このため、足元の高い賃金上昇を持続的なものとするべく、コストの適切な転嫁を通じたマークアップ率の確保を図り、三位一体の労働市場改革を実行することを通じた構造的賃上げを実現することで、賃金と物価の好循環へとつなげる。あわせて、人への投資、レジリエンス上の我が国の優位性を活かした国内企業立地促進、GXの実現に向けた投資等、市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野について、官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる。

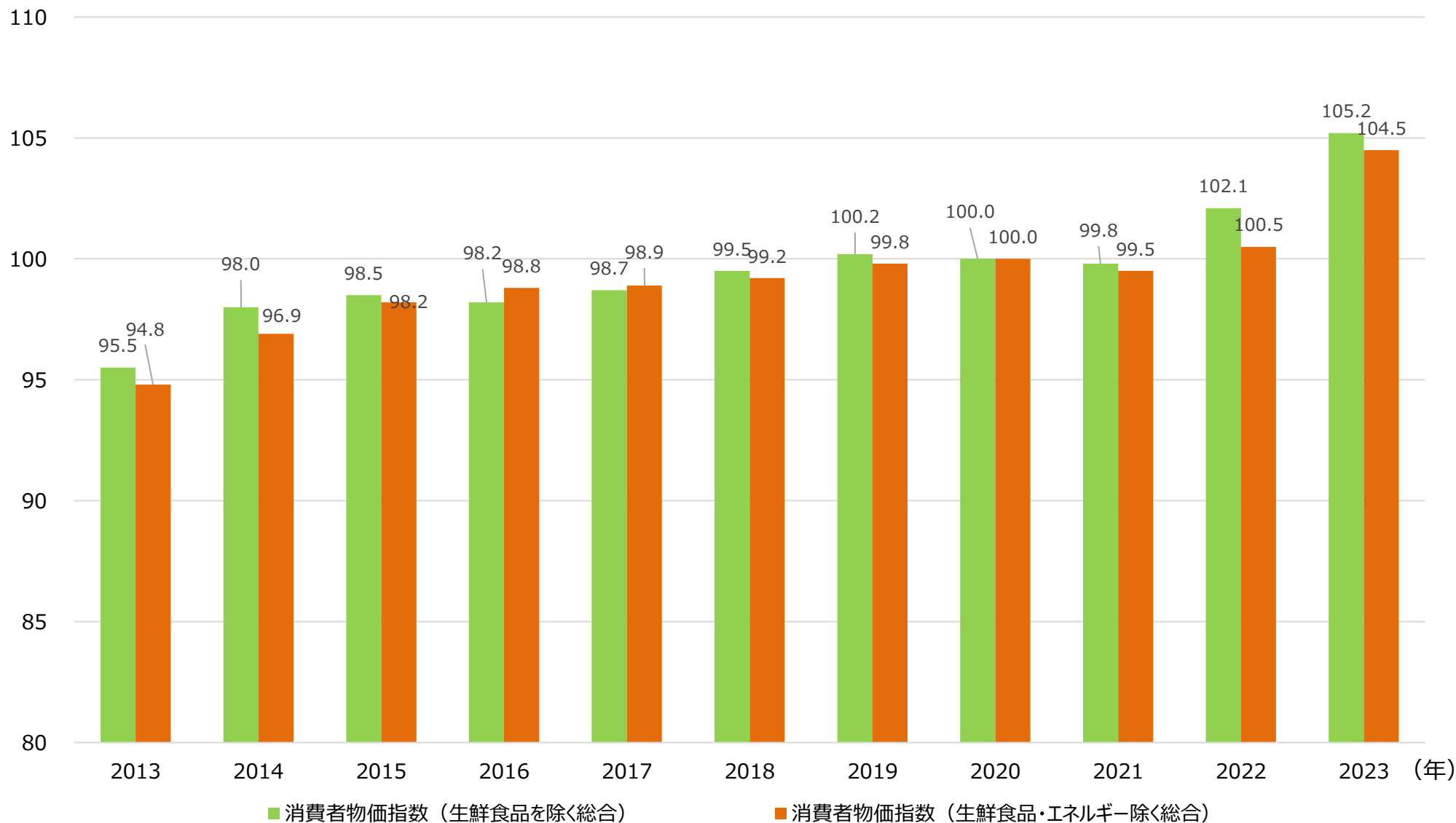
こうした観点を踏まえ、今般「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を改訂し、閣議決定を行うものである。

新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。

（出典）内閣官房「新しい資本主義実現本部」HPページ

【参考】消費者物価指数の推移

(指数)



(出典) 総務省資料 2020年基準 消費者物価指数 より作成

検討の方向性（物価変動等への対応）

- 物価変動等を料金原価に反映する場合、下表の3つの考え方が挙げられるところ、パターン②については、一定の合理性があると考えられるのではないかな。
- これを踏まえ、料金審査要領の物価変動等に関する規定は、以下のとおり改正してはどうか。
- 「消費者物価及び雇用者所得等の変動見込みについては、過去の一連の傾向として、消費者物価及び雇用者所得等が変動している場合であって、かつ、その傾向を合理的・客観的に評価し、その評価結果を適切に原価に反映することが可能な場合は、原価に反映することとし、審査に当たっては、当該反映の方法の適切性等を確認する。」

パターン①	パターン②	パターン③
申請時点の物価水準等 ★ → ★ 認可前の補正時点の物価水準等	申請時点の物価水準等 ★ → ★ 過去の一定期間の物価水準の変動実績を反映した物価水準等	申請時点の物価水準等 ★ → ★ 政府経済見通しや事業者の独自予測を反映した物価水準等
■ 認可前に最新の統計データなどが得られない場合、<u>物価水準等の変動が反映されない</u>。 ■ 認可前の補正申請を前提とすることは、<u>不安定な制度運用となる可能性</u>がある。	■ <u>過去の物価水準等が、一連の傾向として変化している場合</u>は、それに基づいて試算した費用を料金原価に反映することに<u>一定の合理性</u>がある。 ■ ただし、例えば、<u>過去のトレンドに規則性が無い場合</u>などにおいて、<u>恣意的に費用を見積もることは不適切</u>である。	■ <u>予測値に基づいた場合</u>、当該予測を発表する主体の意図が含まれる可能性があるなど、<u>実態と乖離する可能性</u>がある。 ■ <u>過去の託送供給等約款の審査</u>においても、<u>認められていない考え方</u>である。

（※）なお、仮に、過去の傾向を評価した結果、デフレ傾向であることが確認された場合には、その傾向を料金原価に反映することに留意。